

社会福祉法人 桜 丘 会

介護老人保健施設桜の園通所リハビリテーション運営規程

介護老人保健施設桜の園通所リハビリテーション運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人桜丘会が設置する桜の園通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う指定居宅サービスに該当する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、看護職員、介護職員、(以下「従業者」という。)が要介護状態(指定介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護老人保健施設桜の園における本事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとし、自ら提供するその事業の質の評価を行い、常にその改善を図っていくものとする。

2 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 桜丘会
代表者役職・氏名	理事長 湯浅 孝男
本部所在地	秋田市下北手梨平字登館8番地
電話番号	018-839-5977
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 1. 介護老人保健施設 2. 老人介護支援センター 3. 認知症対応型共同生活介護 4. 小規模多機能型居宅介護 公益事業 1. 居宅介護支援事業 2. 地域包括支援センター 3. 訪問看護事業

3 サービス事業所の概要

(1) 通所リハビリテーション事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護老人保健施設 桜の園 通所リハビリテーション
所在地	秋田市下北手梨平字登館 8 番地
介護保険指定番号	第 0550180046 号
サービスを提供する地域	秋田市

第 2 章 職員の職種、員数及び職務

(職員の職種、員数)

第 3 条 指定通所リハビリテーションに次の職員を置く。必置職については法令の定めるところとする。

医師	1 名以上
理学療法士等 (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)	1 名以上
看護師	1 名以上
管理栄養士	1 名以上
介護員	8 名以上

(職務の内容)

第 4 条 医師及び作業療法士、看護職員、介護職員、管理栄養士(以下「医師等の職員」という)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基にして、協同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、その具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 医師等の職員は、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族へ通所リハビリテーション計画の内容等、療養上必要とされている事項についても理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- 3 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、誰であっても、誰からも、ハラスメントを受けないことがない介護サービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。

第 3 章 営業日、営業時間及び利用定員

(営業日)

第5条 次に掲げる日以外を営業日とする。

毎週日曜日

12月31日、1月1日、2日、3日、の4日間

(営業時間)

第6条 営業時間は午前8時00分より午後5時00分までとする。

(サービス提供時間は午前8時30分より午後4時30分まで)

(利用定員)

第7条 1日の利用定員は、1単位 20人として、2単位 40人とする。

第4章 事業の内容及び利用料その他の費用の額

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう次のサービスを提供するものとする。

- (1) 医師等職員による健康管理。
- (2) 医師の指示に基づく理学療法士又は作業療法士等による機能回復維持訓練。
- (3) 入浴介助。
- (4) 栄養と季節を考慮したバランスのよい食事。
- (5) 誕生会などのレクリエーション。
- (6) リフトバス等による送迎。

(利用料その他の費用の額)

第9条 通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護保健施設サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料の額に介護保険負担割合証の割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーションサービスを提供した場合に入所者から支払い受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得て行うこととする。

4 利用料金

介護保険の改正に伴い基本額が変更となることがあります。また、諸事情により食事材料費等の自己負担額が変更となる場合があります。介護保険適用の場合、別紙の料金表にあるサービスを受けた分の利用料をお支払いいただきます。

但し、介護保険令に基づいて、保険給付を償還払い（いったん利用者が利用料の全額を支払い、その後市町村から利用料の自己負担分を除いた額の払い戻しを受ける）の方法をご希望の場合は、申し出てください。

第5章 通常の事業の実施地域

（事業の地域）

第10条 指定通所リハビリテーションの通常の実施地域は次の地域とする。
秋田市

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

（規律）

第11条 利用者は次の規律を守り、サービスを利用していただくよう努めなければならない。

- （1） けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼさない事。
- （2） 施設内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さない事。
- （3） 指導した場所以外で火気を用いない事。
- （4） 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはそれを持ち出さない事。

第7章 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備え、必要な設備を設け、防災避難に関する具体的な計画を作成し、年2回職員の避難、救出その他必要な訓練を行う。

（感染予防対策）

第13条 施設内に感染対策委員会を設置し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を行う。

1 構成員

- （1） 施設長（医師）
- （2） 事務長
- （3） 看護師
- （4） 介護職員
- （5） 管理栄養士
- （6） 支援相談員
- （7） 感染対策担当者（管理者・看護師）

- 2 感染対策委員会は、予防及びまん延防止のために平常時の対策及び発生時の対策を行う。

上記委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

- 3 感染症発生時は、発生状況を把握した上で看護主任が施設長に報告し、施設長の指示で秋田市保健所、介護保険課等関連機関、協力病院へ連絡を行い、家族への周知を行う。

(設 備)

第 14 条 指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機器及び器具を備え、利用定員 1 人につき 3 平方メートル以上のリハビリテーション専用の部屋等を有する。

(個人情報保護)

第 15 条 当施設職員は、業務上知り得た利用者又は保護者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設において、次の条件のもとに同意を得た上で使用します。条に該当しない事項については、事前に協議の上、利用者本人または、ご家族の同意を書面で得た上で使用します。

使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

使用目的

- (1) 施設の事務において情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
- (2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

- ・その他の業務委託
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (3) 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等
- (4) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- (5) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(事業継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者等に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止)

第17条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための定期的な研修を新規採用時及び年2回以上実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 職員は、高齢者虐待防止法を順守し、利用者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、利用者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関、区（市町村）に通報する。

（認知症介護にかかる基礎的な研修等）

第18条 事業所は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するものその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

（職場におけるハラスメントへの対応）

第19条 事業所は、継続的なサービス提供のために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じる。なお、当該ハラスメントには、利用者等及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。

- ① ハラスメントに関する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する。
- ② 職員、利用者等及び家族等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

（事業継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者等に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的に実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的に実施する。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 21 条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を事業所の入口付近に掲示するとともに、社会福祉法人桜丘会のホームページに掲載する。

(苦情処理申立窓口)

第 22 条 サービス利用に対しての相談・苦情の窓口は、
担当 主任作業療法士 間 船 稔 子 とする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 2 月 10 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 2 月 5 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 7 月 10 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 12 月 10 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。